

# インドネシアにおける「創られた伝統」の萌芽と制度化の端緒 ——日本占領期ジャワにおけるゴトン・ロヨン（相互扶助）をめぐって——

小林和夫\*

## The Origin and Beginning of Institutionalized “Invention of Tradition” in Indonesia: The Case of *Gotong Royong* in Java under the Japanese Occupation

KOBAYASHI Kazuo\*

In 1942, the Japanese military administration in Java established “The Committee for the Study of Former Customs and Political Systems” (Kyukan Seido Chosa Iinkai) as a consultative body of the administration. Through the participation of Indonesian nationalists, the Committee learned about and came to recognize *gotong royong* as a Javanese “tradition.” This “tradition” functioned as a social safety net in rural society to support people who encountered difficulties like unemployment. At the same time, the military administration focused attention on autonomy and community cooperativeness at the level of the Javanese village, or *desa*, and tried to leverage them for the administration’s benefit.

Consequently, the *desa* was recognized as a place where *gotong royong* was practiced. One *gotong royong* practice in particular, the night watch system, or *ronda*, was institutionalized through reorganization into a function of the defense group Keibodan, newly established by the administration as a subsidiary organ to the police. *Ronda* became a symbol of autonomy and community cooperativeness, even as it was transformed into a subtle mechanism of support for the military administration.

**Keywords:** tradition, *gotong royong* (mutual aid), *ronda* (night watch), Java, Indonesia, Japanese Occupation

**キーワード:** 伝統, ゴトン・ロヨン（相互扶助）, ロンダ（夜警）, ジャワ, インドネシア, 日本占領期

### I はじめに

本論の課題は、ホブズボウムらのいう「創られた伝統」[Hobsbawm and Ranger 1983]（以下、「伝統」）がインドネシアで萌芽する過程と「伝統」の制度化の端緒のかたちを、日本占領期のジャワにおけるゴトン・ロヨン（相互扶助）を事例としてあとづけることにある。<sup>1)</sup>

\* 4-24-2-101 Minamiosawa, Hachioji, Tokyo 192-0364, Japan, e-mail: RXZ00514@nifty.com

1) 日本占領期のジャワ以外の占領地でもゴトン・ロヨンが鼓吹され、軍政当局によって制度化がこころみられていたことが推論できるが、本論では、ジャワのみの事例をあつかうこととする。

インドネシアでは、ゴトン・ロヨンは相互扶助を表象することばとして、こんにちまでひろく用いられてきただけでなく連綿たる伝統として位置づけられてきた。インドネシアの人びとがゴトン・ロヨンを真性の伝統とみる背景に、スカルノによるゴトン・ロヨンの大々的な提示という歴史的営為が大きく作用してきたことはいうまでもない。

周知のとおり、スカルノは1945年6月1日の演説『パンチャシラの誕生』のなかで、新生国家インドネシアの国是となるパンチャシラ（5原則）を発表し、これらの原則を1つに縮約するものとしてゴトン・ロヨンという「伝統」を提示した。ジョージ・ケーヒンが評しているように、スカルノが同演説で提示したパンチャシラという新国家建設のための原理は、インドネシアの政治エリートの大部分が志向していた社会理論の基礎をなす西欧民主主義、イスラーム近代主義、マルクス主義、そして多様な村落民主主義や共同体主義などの思想を統合するものとしては、ほかに類例のないものであった [Kahin 1952: 123]。

つまり、スカルノが概念化してみせた国家原則の象徴たるゴトン・ロヨンとは、新国家建設のためにさまざまな立場や党派性を超越し、全体の調和を可能な限りはかることのできる価値了解的なテーゼであった。ここで問題となりうるのは、このスカルノによるゴトン・ロヨンという「伝統」の提示あるいは概念化に与えた最終的な歴史的契機が何であったかであろう。この問題を考えるうえで、時代や社会の急激な変化を経験する歴史的画期のなかで、国家・権力が支配したり忠誠心の絆を確立する新たな方法として「伝統」がつくられる [Hobsbawm 1983: 263] というホブズボウムの見解はきわめて示唆的である。

本論では、上述のホブズボウムの示唆から、「伝統」は歴史的画期において精妙に制度化されることによって人びとの心象に国家・権力に対する忠誠心の絆が訓育され、再生産されると措定する。<sup>2)</sup> そして、本論では、インドネシアにおいて「伝統」が萌芽し、その制度化の端緒をみいだすことができる歴史的画期を日本占領期に設定する。なぜなら、日本占領期とはインドネシア社会にきわめて大きな衝撃を与え、さまざまな変容をもたらした歴史的画期と位置づけられるからである。たとえば、日本軍政は地域住民の統制と動員のために、オランダ統治時代にはけっして存在しなかったさまざまな全国的規模の大衆組織を設立した [Kanahele 1977: 348]。この結果、日本占領期はオランダ統治時代には皆無であった末端の地域住民に対する直接的な統制と動員が日常化される新たな社会体制がつくりだされた。とりわけ、ジャワで民衆に対する統制と動員を目的として導入されたジャワ奉公会と隣組・字常会の組織的運動は、アンダーソンが指摘しているように「インドネシアの歴史上、首都における政治権力の中枢と意思決定に、はじめて農村世帯を継続的かつ事実上完全に連動させる政治組織」 [Anderson

---

2) インドネシアにおける官製の住民組織の整備による伝統の制度化については小林 [2004a; 2004b] を参照。

1961: 46] を現出させることになった。

日本占領期以前においては、オランダは植民地化以前のジャワの伝統的な支配機構と支配層をそのまま利用して間接統治をとっていた [倉沢 1992: 41]。日本占領期以前のジャワ社会では、ジャワの大部分の人びとはオランダ植民地政府の直接的な支配を受けていたのではなく、あくまでもジャワの伝統的な支配構造のなかで生活が営まれていたといえる。これに対して、1942～45年の日本による約3年半に及ぶインドネシア統治は、上述のようなオランダによってなされた間接統治がもたらした伝統的な支配構造とはまったく異質のものをつくりあげた。したがって、両時代の支配構造の著しい差異からも、日本占領期はオランダ統治時代とはきわめて異なる「時代や社会の深遠かつ急激な変化」を経験した歴史的画期と位置づけられよう。

インドネシアのゴトン・ロヨンについては、クンチャラニングラットの研究を嚆矢として、すでにその「伝統」性が解明されている [Koentjaraningrat 1961; Weatherbee 1966; Bowen 1986]。しかし、その「伝統」性の淵源を日本占領期にまでさかのぼって詳細に議論しているものは管見では皆無に近い。たしかに、日本占領期のジャワでゴトン・ロヨンという「伝統」が隣組制度をささえるイデオロギー的基盤となっていたことを指摘している研究はけっして少くない [Sutter 1959: 188; 西嶋・岸 1959: 136; Dahm 1969: 265; 倉沢 1992: 248; Sato 1994: 74; Cribb and Kahin 2004: 162–163; 榎沢 2004: 6–9]。<sup>3)</sup> しかし、日本軍政が始まってゴトン・ロヨンという「伝統」が萌芽してから、1944年1月に隣組制度が導入されて「伝統」を盛んに鼓吹し、かつ制度化しはじめるまでのあいだ、日本軍政当局がこの「伝統」をどのようにとらえていたのかという点を、上述の研究では詳細にあつかっていない。<sup>4)</sup>

以上の問題の所在をふまえて、本論では、インドネシアで「伝統」が萌芽する過程と「伝統」の制度化の端緒のひとつのかたちを、隣組制度の導入前の時期に焦点をあてて日本占領期のジャワにおけるゴトン・ロヨンを事例としてあとづけていく。

本論の構成を示す。IIでは、旧慣制度調査委員会の議事録を史料として、日本軍政と「伝統」との邂逅のひとつのかたちを論じる。1.では、旧慣制度調査委員会が設置される背景を示す。2.では、当時のジャワにおける民族指導者や知識人が、ゴトン・ロヨン（相互扶助）をどのようにとらえていたのかを、失業問題をめぐるハッタの発言から明らかにする。3.では、ゴトン・ロヨンという「伝統」が日本軍政に教示された意義を考察する。

IIIでは、まず軍政当局がデサの共同性や自治性に着目していたことを述べる。そして、この

3) これらのなかでは、ゴトン・ロヨンが日本軍政当局にどのように認識されていたのかを全体的に論じた榎沢英雄の研究 [2004] がきわめて示唆に富む。

4) 本論では、日本占領期ジャワにおけるゴトン・ロヨンという「伝統」の萌芽と、隣組制度が導入される以前の「伝統」の制度化の端緒を主題とする。このため、ゴトン・ロヨンと隣組制度との詳細な関係については別論に譲る。

デサにおける共同性や自治性が、ゴトン・ロヨンという「伝統」が精妙に再生産されるために必要な「伝統」の実践の「場」としてきわめて適合的であったことを示す。

IVでは、ゴトン・ロヨンという「伝統」が制度化された端緒の一例として、ジャワにおける夜警制度であるロンダ制度が、軍政当局によって警防団の一任務として再編されたことを示す。

Vでは、本論の知見をまとめた。

## II 日本軍政と「伝統」との邂逅——旧慣制度調査委員会

### 1. 旧慣制度調査委員会の設置

ジャワの日本軍政当局は、1942年9月24日に治政秘題486号「旧慣制度調査委員会設置ノ件通牒」によって旧慣制度調査委員会という軍政の諮問機関を設置した。<sup>5)</sup>「旧慣制度調査委員会設置ノ件通牒」の別紙「旧慣制度調査委員会設置ノ件」の「主旨」によれば、旧慣制度調査委員会の目的は、ジャワの旧来の慣習や制度を調査研究して軍政の施策実施のための参考とするにあつた〔西嶋・岸 1959: 565〕。軍政当局は、旧慣制度調査委員会の設置によって、ジャワの社会・経済・文化・政治の各制度やジャワ人の行動様式の研究がなされ「民衆ニ下達スルト共ニ民衆ノ願望ノ上達ヲ圖ルコト」〔戸田 1995a (第1回): 6〕が可能であるとみていたのである。<sup>6)</sup>

しかし、1943年1月から1944年4月まで東亜研究所から派遣され、ジャワ軍政監部調査室の主査を務めた柘植秀臣が「有力なインドネシア人にはじめて政治的発言を多少なりとも許可する目的で設置した」〔柘植 1979: 168〕と回想しているように、旧慣制度調査委員会は、民族指導者たちの独立問題への先鋭的な主張や、日本軍政に対するさまざまな不満を、政治参与が実施されるまで暫定的に緩和するための機関という性格が強かった〔西嶋・岸 1959: 405〕。

旧慣制度調査委員会は、日本人のジャワ軍政幹部10名とインドネシア人の民族運動指導者や学識経験者10名からなる委員と、日本人の幹事5名の陣容で出発した〔Kan Po No.7: 3〕。その後、さらに日本人委員1名、インドネシア人委員3名、日本人書記4名が追加された〔Kan

5) 旧慣制度調査委員会の設置は、インドネシアの民族指導者や知識人たちの独立運動の要求に対する妥協策という背景のほか、スカルノの軍政顧問への昇格、3A運動の終焉、行政組織の再編、日本人官僚の登場など、初期の軍政の安定に寄与したと思われる一連の重要なできごとも対応していた〔Kanahele 1977: 111〕。

6) 戸田の復刻した『日本軍政下インドネシア（旧慣制度調査委員会議事録）』は2分冊になっている。本文にある〔戸田 1995a (第1回): 6〕は、1分冊目に所収されている第1回調査委員会の議事録の6ページを引用することを意味する。各会の議事録に資料や報告書として提出されたもの、たとえば、第4回の調査委員会の資料については〔戸田 1995a (第4回資料): ページ数〕とする。

Po No. 11: 7]。

インドネシア人委員には、「四つ葉のクローバー」（四身一体）とよばれ日本軍政の協力者のなかでも中核的な地位を占めた後の初代大統領スカルノ、同じく初代副大統領ハッタ、タマン・シスワ学校の指導者で民族指導者のデワントロ、イスラーム改革運動家でモハマディア会長のマンスルの4名に加え、歴史学者のジャヤディニングラット、慣習法学者のスボモなど、当時のインドネシアにおける高名な民族指導者や学識者が選出された。また、委員長には陸軍司政長官でジャワ軍政監部最高顧問の林久治郎が任命された。

旧慣制度調査委員会は1942年11月の初回の調査委員会から、中央参議院の開設という政治参与の実施にともなって廃止される1943年10月までの1年間、毎月2～3回開催され、合計28回の調査委員会をもった。そのなかの第1回から第17回までの議事録については、戸田金一が蒐集して復刻し〔戸田1995a; 1995b〕、議事の内容がこんにちでも確認できる。<sup>7)</sup>

毎回の調査委員会はだいたい午前10時半から11時の間に開会され、ほぼ3時間前後の討議を行って散会している〔戸田1995a; 1995b〕。戸田の整理によると、調査委員会で頻繁にとりあげられたおもな議題は失業問題、教育問題、そして食糧問題であった〔戸田1983: 483〕。

## 2. ゴトン・ロヨン（相互扶助）という「伝統」の教示

旧慣制度調査委員会に選出されたインドネシア人委員たちは、日本軍政による旧慣制度調査委員会の設置をインドネシア独立の一里塚と考えていた〔同上書: 479〕。<sup>8)</sup> その結果、調査委員会でとりあげられた議題は、日本軍政への協力を前提にしながらも、失業問題、教育問題、食糧問題という戦時下に限定されないジャワ社会の構造的な問題となったのである。つまり、インドネシア人委員たちは、多少なりとも将来の独立を見据えて調査委員会に出席したため、近い将来に独立を達成した場合に、すぐに直面すると考えられるジャワ社会の構造的な諸問題が喫緊の議題として俎上にあげられたと推論できる。

委員のひとりであるデワントロによれば、旧慣制度調査委員会の委員たちは、上述の問題のなかでもとくに失業問題を最重要課題と認識していた〔戸田1995a（第5回）: 1〕。そして、失業という深刻な窮状が都市では顕在化しているのに対して、農村では顕在化していない理由

7) インドネシアの日本占領期研究は厳しい史料的制約を受ける。そのなかで、旧慣制度調査委員会の議事録の史料的価値はきわめて高い。なぜなら、議事録にはインドネシアの独立運動に中心的な役割をはたした民族指導者や学識者の日本占領期時代の識見が、唯一まとまって収録されているからである。また、議事録は極秘扱いであり、法令の位置づけからも議事の内容が軍政監はじめ軍政監部中枢に報告されていたと考えられる。したがって、議事録に意図的な修正や加筆や、翻訳の大きな誤りがあるとは考えにくい。

8) 旧慣制度調査委員会が1918年に創設されたフォルクスラートに少し似ていると語ったジャヤディニングラットに対して、ハッタは「大衆が不平不満を持ちこむ機関として利用できる。また従来の慣習を維持するようにと勧告するためにも使える」と述べている〔Hatta 1993: 446-447〕。

を、ゴトン・ロヨンに対応する語彙としてあつかわれた可能性がきわめて高い「相互扶助」に求めるインドネシア人委員たちの言説を議事録のなかにいくつかみいだすことができる。<sup>9)</sup> したがって、この議事録に散見される「相互扶助」、すなわちゴトン・ロヨンをめぐる言説は、ゴトン・ロヨンが戦時下の失業という窮状のなかで日本占領期にどのように用いられていたのかを判断するひとつの史料と位置づけることができる。<sup>10)</sup>

失業問題は第1回から第17回の調査委員会のうち、第3回、第4回、第11回、第12回の調査委員会でおもな議題となっている。ここでは、このうちの1943年3月25日の第11回調査委員会の議事録から、農村と都市の失業の状態についてのハッタの発言をみてみよう。第11回の調査委員会では、おもに失業の実態報告が中心となっている [戸田 1995b (第11回): 1-41]。

まず、ハッタは都市の失業の現状について以下のように説明する。

ジャカルタ市ニ於キマシテハ、約三万人ノ失業者ガ登録サレテオリマスガ、各方面ノ専門家ノ見ル處ニヨリマストジャカルタ市ニ於ケル実際ノ失業者ノ数ハ五万ヲ下ラナイト云ハレテ居リマス。(中略) 私タチガ各地ノ州縣、縣役所デ蒐集シマシタ数字ハ、アキラカニ、

9) 戸田によれば、議事録のインドネシア語版の所在の有無については判明していない [戸田 1983: 486-487]。また、日本占領期にはゴトン・ロヨンのほかに，“tolong-menolong”や“bantu-membantu”も日本語の「相互扶助」の対訳として用いられている。

たとえば、文学者のロシハン・アンワルが『ジャワ・バル』誌に執筆した短編小説「叔父」では、“bantu-membantu”が「相互扶助」と和訳されている [Anwar 1944: 30]。一方、詩人のサヌシ・パネが同じく『ジャワ・バル』誌に寄せた「東洋文化の復興」という一文では、ゴトン・ロヨンとともに“tolong-menolong”が「相互扶助」と和訳されている [Pane 1943: 9]。また、日本占領期にインドネシア語の普及を目的として設立されたインドネシア語委員会 (Komisi Bahasa Indonesia) は、1944年2月に同委員会で承認したインドネシア語の新語リストを発表しているが、このなかにゴトン・ロヨンが“tolong-menolong”の同義のことばとして記載されている [Kan Po No. 37: 31]。

したがって、厳密にいえば、日本占領期に作成された旧慣制度調査委員会の議事録のなかに登場する日本語の「相互扶助」がすべてゴトン・ロヨンの対訳であるかは断定できない。換言すれば、ハッタやそのほかのインドネシア人委員たちが委員会で“gotong royong”と実際に発言したという直接的な証明はできない。とくに、ジャワ人ではなく西スマトラ生まれのハッタの場合、「相互扶助」の社会慣行をあらわすインドネシア語としては、日本占領期には“gotong royong”よりも、“tolong-menolong”を多く用いていた [Bowen 1986: 549]。

しかし、管見では『治官報』『ジャワ年鑑』『ジャワ・バル』などの日本語史料では、相互扶助や互酬性をあらわすジャワの社会慣行を象徴する語彙としては、“gotong royong”的發音をカタカナ読みした「ゴトン・ロヨン」が多用され、「トロン・ムノロン」や「バントゥ・ムンバントゥ」として紹介されているものは皆無である。このことは、ジャワの日本軍政当局が、相互扶助や互酬性を示すことばとしては、ほとんどゴトン・ロヨンを用いていたことを傍証している。

以上から、議事録のなかの「相互扶助」がゴトン・ロヨンの対訳であった可能性はきわめて高いと考えられるが、議事録のインドネシア語版が現存しない以上、「相互扶助」がゴトン・ロヨン以外の語彙に対応していた可能性は完全に排除できないことを確認しておきたい。

10) 失業をめぐるハッタの言説のほかにも、榎沢が整理しているように、旧慣制度調査委員会ではスボモ、デワントロ、オットー・イスカンダル・ディナタなどのインドネシア人委員が「相互扶助」に言及している [榎沢 2004: 8]。

失業者ノ大部分ガ都市，殊ニ大都會ニ集中シテ居ル事実ヲ物語ッテ居リマス。〔同上書：6〕

このように、ハッタは、失業者が都市、とくに大都市に集中している状況について、ジャカルタを事例として具体的な数値で報告している。そして、次に、農村での失業の現状を以下のように分析する。

地方農村ニ存在スル失業者ニ就イテハ、全然明ラカニサレテ居リマセン。故ニ既製ノ登録表ニ依リマストキ私達ハ恰モ地方農村ニハ、失業者ガ存在シナイカノ如キ感ヲ受ケルノデアリマスガ、實際ニコレラノ農村ヲ訪レマス時、其處ニ莫大ナ数ノ失業者ガ存在スル事ヲ知リ得ルノデアリマス。〔同所〕

ハッタは、農村では統計上にあらわれる失業者は少ないが、実態は莫大な数の失業者が存在しているとみている。では、ハッタは、この統計と実態の乖離をどのように解釈しているのだろうか。以下にその解釈をみてみよう。

此ノ地方農村ニ於ケル失業者ノ状態ヲ示ス事ノ困難ナ点ハ、不思議デハナイノデアリマシテ、実ニ、コノ困難ハ、相互協力、相互扶助、（隣愛主義トモ云ヒマスカ）——ニ基調スルトコロノインドネシア人社会ノ伝統的形態ソノモノニ基因スルノデアリマス。〔同上書：7〕

ハッタは、地方や農村の失業者の把握が難しい理由を、「インドネシア人社会の伝統的形態」である「相互協力」や「相互扶助」、つまりゴトン・ロヨンという社会慣習にみている。では、なぜゴトン・ロヨンという社会慣習が、地方や農村の失業者の実態把握を困難にするのだろうか。続けて、ハッタの説明をみてみよう。

インドネシア人ニハ家族主義ト云フ觀念ガ却々深イノデアリマシテ、都會デ失業シタ者ガ郷里ニ帰リマスト、ソノ家族ナリ、親族ナリニ、ヨツテ生活ノ援助ヲ受ケ得ラレル事ガ多イノデアリマス。特ニ、土地共有ノ習慣ヲ有シテ居ル農村ニ於イテ然リデアリマス。其處デハ、ドンナニ、村ノ住民ガ殖エマシテモ、何トカシテ一村協同デ、ソノ生活ヲ保護シテ行カフト努メルノデアリマス、斯様ナ実状ニヨツテ地方農村ニ於キマシテハ恰モ、失業者ガナイモノノ如ク見エルノデアリマス。〔同所〕下線は筆者

このハッタの説明から、都市への移住者が失業に直面した場合でも、移住元の郷里である農村がゴトン・ロヨンという社会慣習によって失業した者を援助するという構図がみてとれる。この結果、失業問題は地方や農村ではそれほど表面化せず、実態の把握が困難となつたのであ

る。しかし、失業のため、都市から農村に帰郷した者が、クリフォード・ギアツのいう「貧困の共有」[Geertz 1956; 1963] をかたちづくる「過不足のない者」と「それほど充分ではない者」[Geertz 1963: 97] のうち、後者であることにはかわりなかった。

ギアツによれば、ジャワの農村では「経済的なパイがより多くのわずかな断片に分けられることによって、社会的・経済的同質性は維持されていた」[同所]。そして、ハッタの発言からは、この「貧困の共有」[Geertz 1956; 1963] という現象が、都市で失業した帰郷者によっても再生産されていたことがわかる。

以上のハッタの発言から、雇用の創出がほとんど期待できない厳しい統制経済の戦時下で、ゴトン・ロヨンがとくに農村社会では前近代的な社会的支援としての安全網の機能をはたしていたことがわかる。農村では、ゴトン・ロヨンによって多くの失業状態にあった人びとが救済されたのである。<sup>11)</sup>

### 3. 「伝統」との邂逅の意義

では、ハッタやそのほかのインドネシア人委員の旧慣制度調査委員会でのゴトン・ロヨンをめぐる言説は、軍政当局にどのような影響を与えたと考えられるのだろうか。

1940年代に入って日本で発刊されていくいくつかのマレー語辞典にも、たしかにゴトン・ロヨンは語彙として収録されているが、その語義の説明は、「協力する」[宮武 1942a: 100; 統治學盟 1943: 503]、または、「手伝する」[佐藤 1944: 132] とあるのみであり、ジャワの互酬的社会関係を意味する語としては理解されていなかったと推論できる。<sup>12)</sup>

したがって、旧慣制度調査委員会では、ジャワのゴトン・ロヨンという互酬の社会関係の存在が、ハッタをはじめとする高名な民族運動の指導者や知識人であるインドネシア人委員たちから日本人委員に対して「インドネシア人社会の伝統的形態」[戸田 1995b (第11回): 1-41] として直接的に教示されていたことが確認できる。

いうまでもなく、ゴトン・ロヨンに対する軍政当局の認識や理解の源泉が、旧慣制度調査委員会以外にもあったことは否定できない。しかし、軍政に関与させることで、当時の高名な民族指導者や知識人に対して軍政への理解と協力を求めた軍政当局にとって、ゴトン・ロヨンが伝統であることを、彼らから直接的に教示されたことに大きな意義があったとみるべきであろ

11) 第3回旧慣制度調査委員会に提出された「第2回厚生委員会に於ける原住民委員報告」のなかで、スモモはオランダ政府や機関のジャワにおける失業対策が都市住民の上層や中層など職業威信の高い一部の者に限定して行われたが、都市・農村の職業威信の低い者は「相互扶助」によって解決されるという希望的観測から放置されたと述べている [戸田 1995a (第3回資料): 3]。

12) 当時、インドネシア語とマレーシア語は、マレー語（馬来語・マライ語）と総称されていた。陸軍大臣時代の東条英機が、大東亜共栄圏構築のための「平和的武器」または「民族交流と親善協和の最大利器」[東條 1941: 1] と評したマレー語の重要性は南方地域ではすでに高まっていた。そのため、1940年代に入ると多くのマレー語辞典が編纂された。

う。

また、先に示したハッタの発言は、ゴトン・ロヨンという伝統が農村にあってはおびただしい失業者を援助する社会的支援の安全網としての機能をはたしているという印象を軍政当局に与えたと推論できる。このことは、しだいに総力戦の様相を呈していくジャワの戦況下にあって、「相互扶助」を表象するゴトン・ロヨンが軍政当局の志向する社会体制にとって適合的な「伝統」として位置づけられることを意味していた。なぜなら、農村や地方における失業者の救済に代表されるような社会関係、つまり社会全体が窮状にあるなかで実践される人びとの「助け・助けられ」という互酬の社会関係は、人びとを統制し動員する占領統治下の社会体制にとっては奨励されこそすれ、否定されるものではないと判断されるからである。まして、さまざまな組織や制度をとおしてジャワの民衆に対して「団体行動や団結心を鼓吹した」〔宮元 1973: 30〕軍政当局にとって、共同体の成員どうしが「助け・助けられ」を実践するゴトン・ロヨンという「伝統」は、戦時下で民衆の糾合をはかるためにはこのうえない「発見」であったといえる。

既述のように、たしかに旧慣制度調査委員会は純粋な調査研究機関というよりは軍政の諮問機関として設立された。また、後藤が指摘しているように、調査委員会における全体の議論を指導していたのは委員長の林久治郎であった〔後藤 2001: 93〕。しかし、議事録〔戸田 1995a; 1995b〕の内容から判断すると、委員長の林をはじめ日本側の委員たちがインドネシア人委員の発言内容を大きく制約している経緯はみられない。

旧慣制度調査委員会の幹事であった三好俊吉郎は、旧慣制度調査委員会の議論の雰囲気について、インドネシア人委員たちは旧慣制度調査委員会のなかで弁舌を振るって自分たちの胸のつかえを晴らし、インドネシアの将来に対する希望を陳情した〔三好 1966: 68〕と回想している。さらに、インドネシア人委員のひとりであったハッタも、調査委員会での議論は自由で制約もなかった〔Kanahele 1977: 112, 139〕と述懐している。

ハッタの上述の述懐の信憑性は、旧慣制度調査委員会で食糧増産に関連して日本人委員の松浦軍医中将が、豚の増産のしやすさと栄養価の高さをインドネシア人委員たちに説き、イスラーム教徒に対して宗教上の理由という慣習を改めて豚を食するようにもとめたところ、インドネシア人委員たちは本気で抗議することがあった〔三好 1966: 68-69〕という三好の回想からも確かめられよう。<sup>13)</sup>

このように調査委員会で一定の自由な議論が許容されていた理由としては、既述のように、委員会が民族指導者たちの独立問題に対する先鋭的な主張や、日本軍政への不満を一時的に緩

13) ジャワ軍政監部調査室の主査を務めた柘植秀臣もこのエピソードと同じ内容を回想している〔柘植 1979: 170〕。

和する機関として設置されたことにあったと判断できる。なぜなら、独立を強く志向する民族指導者や知識人たちのいわば「ガスぬき」の機関として設置された委員会は、一定の自由な議論を許容することで、その機能をはたすからである。

「旧慣制度調査委員会設置ノ件」の「第二・要領」の第3条の規定には、軍政監に対して委員会の結果を報告し、さらに意見を具申することが認められている〔西嶋・岸 1959: 565〕が、スカルノは第1回の委員会で、この3条の内容について「是ハスベキモノデアルカ、或ハスルコトガ出来ルト云フ意味デアリマスカ」〔戸田 1995a (第1回): 31〕という質問を林にしている。このスカルノの質問には、委員会における議論が確実に軍政当局に報告され、軍政に反映されるのかを確認したい意図があったと思われる。これに対して、林は以下のように回答している。

是ハ軍政ノ参考ノタメニヤルノデアリマスカラ、大小漏サズ全部此ノコトハ報告スル積リデアリマス。此處デ語ラレタコトハ全部翻譯ヲシマシテ、其ノ記録ハ軍政監部ニ報告スル積モリデアリマス。〔同所〕

くりかえしになるが、たしかに、旧慣制度調査委員会は独立問題に対する先鋭的な主張や、日本軍政への不満を、政治参与が実施されるまで暫定的に緩和する〔西嶋・岸 1959: 405〕という目的で設立された。しかしその一方で、上述の林の回答の内容から判断すると、軍政に資するためにインドネシア側の委員から彼らの率直な要望や意見を可能な限り聴取したうえで、軍政監はじめ軍政監部の中枢に綿密に報告されていた可能性がきわめて高いといえる。そして、なによりも委員会の議事録の存在そのものが、林のスカルノへの回答の確からしさを物語っている。

だが、調査委員会である程度自由な議論が許容されていたことは、インドネシア人委員たちの率直な要望や意見が軍政当局によって恣意的に解釈されることを完全に排除するものではなかった。少なくとも、カナヘレが指摘しているように、調査委員会での議論をジャワ軍政の官吏たちが当時のジャワの知識人や民族指導者の意見や反応を知るために利用していた〔Kanahele 1977: 112〕ことは間違いないだろう。第16軍宣伝班長を務めた町田敬二が回想しているように、日本軍政はジャワの社会に対して無知であった〔町田 1967: 115〕。日本軍政が、ジャワの社会、とくに一般の農民たちの民情に通じていなかったことは、海軍武官附に勤務していた吉住留五郎が日本軍政に対して圧倒的多数を占めるジャワの農民たちの知識にあわせて物事を考える必要性を訴えている〔吉住 1945: 17〕ことからもうかがえる。

軍政の施策浸透を戦時下の末端の地域社会まではかろうとする軍政当局にとって、ジャワの習慣や民衆の意識を知ることは喫緊の課題であった。結果として、ジャワの社会や歴史を知悉している知識人や民族指導者の言説の聴取が不可欠となったのである。そして、旧慣制度調査委員会の議論のなかで、日本軍政に対する要望としてデワントロは「吾々ノ生活ニ則シタ制度」

[戸田 1995a (第1回): 21] を、ハッタは「強制的運用ニヨラザル民衆心理ノ転換」[同上書 (第2回資料): 7] を、そして、プルバチャロコは「民族ノ慣習、感情、本質ニ調和シタ制度」[同上書 (第2回資料): 26] を表明していた。

このインドネシア人委員たちの日本軍政に対するいわば「ジャワの習慣や人びとの生活に則した制度」という要望は、はからずも軍政当局がかけた「民心把握」という方針と合致した。<sup>14)</sup> カナヘレも、旧慣制度調査委員会の設置の意味を、軍政当局が民族主義者の問題に対処する方針と歩調を「民心把握」計画に転換したこと求めている [Kanahele 1967: 66]<sup>15)</sup>。そして、日本軍政はみずからの施策がジャワの社会慣習に合致していることを鼓吹することで民心把握をこころみるようになる。この民心把握のために日本軍政が着目したものこそジャワの「伝統」とされるゴトン・ロヨンであった。

こうして、ジャワの人びとの日常的な社会慣習であり、助け合いを意味するゴトン・ロヨンという「伝統」は、戦況の悪化にともなって民心把握のために何らかの手段を講じようとしていた軍政当局 [ジャワ新聞社 [1944]1973: 24] によってさかんに鼓吹されることになる。そして、民心把握をはかることに腐心していた軍政当局にとって、人びとの「助け・助けられ」を表象するゴトン・ロヨンというジャワの「伝統」は、「支配や忠誠心の絆を確立する新たな方法」 [Hobsbawm 1983: 263] となっていましたと推論できる。

以上のような経緯から、日本占領期におけるゴトン・ロヨンという「伝統」は萌芽したとみることができる。ホブズボウムは、「伝統」の基本的な類型を「集団や共同体の社会的結合や帰属意識を確立、または象徴するもの」と定義し、これを「共同体主義的な伝統」とよんでいる [ibid.: 9]。「相互扶助」を表象するゴトン・ロヨンという「伝統」も、まさに集団や共同体の社会的結合や帰属意識を確立、または象徴しているといえよう。逆説的にいえば、ゴトン・ロヨンという「伝統」は、上述のような社会的結合や帰属意識の確立や象徴を十全に顕現することで、はじめて精妙な再生産が可能になると考えられる。したがって、ゴトン・ロヨンという「伝統」は、「伝統」が実践される集団や共同体という「場」を獲得することが必要となる。では、当時のジャワにおいて、ゴトン・ロヨンという「伝統」の実践の「場」として適合的であっ

14) 民心把握について、『ジャワ年鑑』には以下の記述がある。

民心把握こそ為政者が瞬時も忽せにすることの出来ない統治の要諦であつて、あらゆる軍政施策の浸透は民の心が翕然として1つに凝ること無くしてはその完きを望むべくもないである。[ジャワ新聞社 [1944]1973: 20]

15) Kanahele の聴き取りに対して初代ジャワ軍政監の岡崎清三郎は「もし、われわれが中国での誤ち（ママ）を繰り返すまいとするならば、どうしても民衆の支持を確保しなければならなかつたのである」と答えている [Kanahele 1977: 111]。岡崎は回顧録でも、民心把握の必要性について述べている [岡崎 1977: 71-73]。

たものとは、はたして何なのであろうか。

IIIでは、軍政当局がジャワのデサにおける自治性と共同性に着目していたこと、また、自治性と共同性を担保したデサがゴトン・ロヨンという「伝統」の実践の「場」として適合的であったことを示してみよう。

### III ゴトン・ロヨンの実践の「場」——民心把握とデサへの視線

加納啓良によれば、19世紀以降オランダ植民地政府によって「村落共同体」としてのデサの整備が進められ、後の慣習法学者たちはこれを伝統的な慣習法共同体ととらえた [加納 1990: 282]。<sup>16)</sup> さらに、岸幸一は、ジャワでは固有の村落構造に植民地時代に実施された原住民自治体条例 (Inlandsche Gemeente Ordonantie) が規定する村落の3つの条件、すなわち自己の行政、財産、そして裁判の機能をもつ法共同体 (Rechtsgemeenschap) という概念が付与されたことによって、その後は慣習共同体 (Adatgemeenschap) から法共同体 (Rechtsgemeenschap) へと変容したと述べている [岸 1969: 161]。したがって、歴史的にみれば、デサとは村落社会における共同体的な性格を残しながらも、純粋な共同体そのものとして発達したものではなく、オランダ植民地政府の手こ入れによって植民地統治のための政策として整備されたものであった。

では、これに対して日本の軍政当局は、そもそもデサをどのようにとらえていたのだろうか。まず、軍政開始後にパテー州内のクラガン付近で起こった約1千戸を焼失した火災に対して、同州長官の中村元治が日本語紙『ジャワ新聞』に1942年12月22日に寄せた「隣保精神を助長」と題する所感をみてみよう。

私はこの火災をめぐって原住民の2つの姿を見ることができた。1つは直ちにわが軍政監部で委員会を設け復興資金を交付したのだが、これがいたく原住民の胸を打って、レンバン県長などは300余年にわたるオランダ政権下でわれゝがかつて受けなかった温かい扱ひをジャワ統治僅か8ヶ月の日本軍が示してくれた、これにまさる仁政があるだらうかと感激してゐた、その2つはこの火災に自発的な隣保共助の美しい風景が展開されたことで、内地の隣保制度がこゝでは無言のうちに実行されてゐるのである、この2つの心、これを助長してゆくことが今後の行政に大きなちからをもたらすのではないだらうか。<sup>17)</sup>

〔ジャワ新聞 1942. 12. 22〕 下線は筆者

16) 加納によれば、デサという用語法がいつまで遡及するかは定かでないが、史料としては18世紀末から19世紀初めにデサによる耕地共有についての記述がみられるという [加納 1990: 282]。

17) 日本のジャワ軍政開始月から逆算すると火災は1942年10月頃に起こったことになる。

中村は、火災をとおしてジャワのデサ住民たちの2つの姿を見たと述べている。2つの姿とは、復興資金の交付に対する県長はじめ住民たちの高い評価と、火災における住民たちの隣保共助の精神である。とくに後者について中村は、日本の隣保制度に重ねあわせながら「自発的な隣保共助の美しい風景」が自然なかたちでジャワの住民たちによって展開されていることに注目している。<sup>18)</sup> そして、この隣保共助の精神を助長することによって、ジャワのデサ住民たちが軍政に対して大きな貢献をすることが可能となるとの認識を示している。

この中村の認識は、やがて、ジャワのデサにおける住民の自治性や共同性を日本の軍政に活用しようという軍政当局の強い視線となってあらわれた。この視線を如実に投影しているのが、日本の軍政開始後にジャワの5つのデサでフィールド調査を実施していた陸軍教授（大阪陸軍幼年学校教官）松浦靖のデサに対する見解である。<sup>19)</sup>

松浦は、ジャワ社会の基礎的構造の単位としてデサを位置づけて「発生的にこのデサの形を見るならば、これに該当する日本語の意味からいへば、むらであり、部落であるだろう」[松浦 1944: 148–149] とみずからの印象を語っている。<sup>20)</sup> そして、松浦はみずからのフィールドワークの知見から、ジャワにおける政治の基礎的単位がデサにあることを強調し、かつての宗主国オランダがこれを表面的にしか観察せずに利用していた点を日本軍政では改めるべきである[同上書: 219] と主張している。さらに、松浦はジャワのデサで慣習法的義務をともなった古来の住民生活を意味し、同時に、当時の都市社会ではすでに変容や消滅が確認できる「根底的

18) 中村元治と同じような認識は、陸軍宣伝班員としてジャワに徵發された文学者たちの言説のなかにもみいだすことができる。たとえば、羽生操は以下のように述べている。

殆ど大部分農民である彼らは、カンポン（村落）ごとに1の共同社会をなしてゐまして、お互ひに助けられたり助けたり、早くから隣組精神が発達して居り、困つて行き處のない親戚や友人などは、何時までもただで家において世話ををしてやる處など、日本人とよく似た處があります。[羽生 1944: 113]

19) 宮武正道が指摘しているように、1940年代初めまでに日本で発行されていたインドネシアに関する一般書は経済資源に焦点をあてたものや紀行などが多く、インドネシアの民族や社会について詳細に論じているものはきわめて少ない [宮武 1942b: i]。また、ジャワのデサについては日本人による詳細な論考は皆無に近く、デサの概観についての文献はブーケやファーニバルなどが著した書籍の翻訳書が大部分であった。当時、日本のインドネシアをはじめ東南アジア諸国の外交業務を統括していた外務省南洋局（後に大東亜省に改組）が秘密文書として1943年10月に発行した『東インド土民村落共同體「デサ」ニ就テ』にも、ジャワのデサに関しては「我国ニ於テ此ノ方面ノ研究ニ筆ヲ染ムルモノ殆ンド見当ラザル現状」[外務省南洋局 1941: i] と述べられている。しかし、その一方で、同文書ではデサの重要性について「東印度農民ノ社会ハ『デサ』（村落共同体）ニソノ基礎ヲオクモノデアル從ツテ「デサ」ノ本質ヲ究メズシテ東印度農民ノ生活ハ語レナイ」[同上書: 1] と認識していた。したがって、このような状況下で実施された松浦のデサに焦点をあてた研究は、後述するジャワにおける農村実態調査とともに、日本人による本格的なデサ研究の嚆矢と位置づけることができる。

20) デサを日本の「村」とみる認識は、外務省南洋局発行『東インド土民村落共同體「デサ」ニ就テ』の記述のなかにも見いだせる [外務省南洋局 1943: 1]。

「社會生活」[同上書：179]に軍政当局が着目するように主張する。なぜなら、松浦はこの「根底的社會生活」を復興させる指導をとおして、日本軍政と被統治民であるジャワ住民が一心同体となることが可能である〔同所〕と考えていたからである。

上述の中村の「隣保共助精神の助長」と、松浦の「根底的社會生活の指導」という見解は、ジャワのデサ社会における自治性と共同性に着目して、これを軍政に利用しようというものであった。この中村や松浦によるデサの自治性や共同性に対する見解は、ジャワ軍政当局の官吏たちの言説のなかにも数多くみることができる〔鳥養 1944: 66; 井上 1945: 39; 高岡 1945: 70〕。

軍政当局がデサ社会のなかにみいだした自治性と共同性は、民心把握の方針をかけながら地域住民の動員と統制をはかるとする軍政当局にとっては、みずからの権力性を不可視化させるのに有効な社会的資源であったと思われる。そして、このデサ社会の自治性と共同性は、ホブズボウムが「伝統」の基本的な類型とよんだ「共同体主義的な伝統」を構成する「集団や共同体の社会的結合や帰属意識を確立、または象徴するもの」[Hobsbawm 1983: 9]と親和性をもっていた。したがって、軍政当局にとって、自治性と共同性が担保されたデサは、ゴトン・ロヨンという「伝統」が実践される「場」としてきわめて適合的なものであったと考えられる。

IVでは、日本占領期のジャワにおけるゴトン・ロヨンという「伝統の制度化」の端緒の一事例をみていく。具体的には、デサにおけるゴトン・ロヨンの実践の一形態と判断できるロンダ（夜警）制度が、軍政当局によって警防団の一任務として再編された経緯に焦点をあてる。このため、まず、警防団の設立後に実施された農村実態調査の報告内容から、日本軍政当局による「伝統の制度化」の意図を読み解くことにしよう。

## IV 「伝統の制度化」の端緒——警防団の一任務としてのロンダ制度

### 1. ゴトン・ロヨンの一形態としてのロンダ制度

ジャワ軍政監部総務部調査室は、ボゴール州スカブミ県（西部ジャワ）、ジョグジャカルタ侯地バントール県（中部ジャワ）、マラン州マラン県（東部ジャワ）、ジョグジャカルタ侯地で詳細な農村実態調査を1943年8～10月にかけて行った。<sup>21)</sup>

この農村実態調査の目的は、西部ジャワのボゴール州スカブミ県で調査を実施した上野福男が述べているように、軍政の農村行政の推進にあたってジャワの社会における最小または基本

21) 倉沢は、村落社会や村落経済についての研究は、オランダ時代や独立後には数多く実施されたが、1940年代にはほとんど行われなかったとする一方で、ジャワ軍政下における当該調査は当時の軍政とふんだんな予算を背景に大規模かつ緻密に行われ、数的なデータもかなり正確と判断できると述べている〔倉沢 1995: 8〕。

的な単位であるデサの実態、とくにその社会・経済的構造や機能や農民の動向などを知り、農村施策の方向性を決定することにあった [上野 [1944]1995: 237]。<sup>22)</sup>

結果的に、調査室が実施した調査内容は調査地によって多少の差異はあるが、共通して住民の生活状況、土地制度、村落の行政機構、農村機構など農業政策に資するためにデサ社会全般を網羅しているのはこのためである。

そして、注目されるのは、調査をまとめた各報告書ではいずれもジャワのデサ住民の義務やゴトン・ロヨンの一形態として、ロンダ (ronda) とよばれる夜警制度が紹介されている点である。<sup>23)</sup> 以下に報告書に記載されているロンダ制度の説明を引用してみよう。

まず、1943年8～9月に実施された東部ジャワのマラン州マラン県での調査報告書では、ロンダ制度が次のように紹介されている。<sup>24)</sup>

當時行フ共同作業中主ナルモノハ所謂ロンダ (Ronda) (當地ニ於イテハ Kemit ト云フ)  
ナリ。之ハ區内ニ 6 ケ所＝ジュルツク 2, カスール 1, ブンデイス 1, ロオスコ 1, トリモスモート 1 ケ所ニ見張所ヲ設置シ, 區役員中ノ警備係ノ指揮下ニ夜間 2 名宛此處ニ詰メ, 各カンポン内ノ盜難, 火災ソノ他ノ災害防止ニ當ル。 之ハ無報酬ノ共同作業ニシテ純然タルゴットン・ロヨンナリ。 即チ各戸ヨリ, 戸主二名宛ガ毎夜交替ニテ出動ス, 但シ女戸主ノ家ハ當番日ニ 5 銭ノ現金ヲ拂イテ免除サル。事故アラバトンヽ(木鐘) ヲ連打シ, 區民ニ知ラセ, カンポン内總出動ニテ事故現場ニ集合ス。

カカル制度ガ何時頃ヨリ存在スルヤハ詳カナラザレ共, コノ共同的自己防衛手段ハ日本軍政ニ入りテ組織サレタル警防團, 青年團, ト強固ニ結付ク可能性ヲ藏シ殊ニ警防團トハ連絡アリテ, 防空演習時ハ警防團ト合體シ活動中ナリ。 [寺内 [1944]1995: 49–50] 下線は筆者

次に、1943年8～10月にかけて西ジャワのボゴール州スカブミ県で行われた調査報告書には次のような説明がある。

22) バントール県を調査担当した玉井虎雄も「デッサの実態調査に於ても必然的に、デッサの食糧生産力、米穀供出力の検出に力が注がれなければならなかった」[玉井 [1944]1995: 序] と述べている。また、倉沢も農村実態調査が実施された背景として、1943年4月から導入された糲の強制供出制度との関係を指摘している [倉沢 1995: 5]。

23) 1943年9月発刊のウィルキンソン編『マレー語・英語辞典』によれば、ロンダとはポルトガル語起源で、軍や警察の巡視や巡回を意味する [Wilkinson 1943: 346]。一方、同年7月発刊の統治學盟編『標準馬来語大辞典』によれば、ロンダはポルトガル語とオランダ語起源で、上述の意味のほか、土侯が領地を視察し廻ることや村長が村をめぐるという意味もある [統治學盟 1943: 1301]。

24) 復刻された龍溪書舎の『農村実態調査——ボゴール州・ジョグジャ州・マラン州』の「本巻集録史料」では、マラン州マラン県の調査実施時期が昭和19年1月となっている [寺内 [1944]1995: i]。しかし、寺内の調査時期に関する記述をみると、戸別調査が1943年8月2日から開始され、10月1日に帰聴とある [同上書: 2-3] ことから、実際の調査時期は1943年8～9月と判断できる。

一種ノ夜警防衛組織ニシテ、区ヲ統一ノ単位トスルモ実行単位ハ部落ナリ。<sup>25)</sup> 即チ各部部落ニルマ・ロンダナル夜警詰所アリテ、強壯ナ男子夜間ニ參集シテ防衛ノ任ニ當タルモノナリ。部落ハ字長之ヲ統べ、字長ナキ部落ハ代理者ヲ置キ、区長ハ更ニ之等ヲ統ブル組織ナリ。參加者ハ区内ニ居住スル強壯男子ヲ以ツテロンダ人員トナシ、各戸ヨリ1人ヲ出ダス。年齢18歳以上50歳迄ヲ標準トス。コレニ該当スルモノヲ欠ク戸ハ參加セズ。但シ、夜警詰所寄附者ハソノ任務ヲ免ゼラレ、又キアイ、ハヂ、ゲル〔学校教師〕等住民ヨリ尊敬サルル者ハ代理人ヲ送ルコトヲ許容サレ、其ノ任ニ著クコト稀ナリ。ソノ任務ヲ觀ルニ1週1回ノ割合ニテ當番ヲ勤メ、大部落ニ於テハ一晩10人余任務ニ就クコトアリ。又、同一部落ヲ2組ニ分チ設立スルコトアリ。如何ナル場合ト雖モ2人以上ナルヲ以ツテ、部落ノ最小単位ハ14戸ナリ。夜10時ヨリ翌朝6時迄〔ジャワ地方時〕勤メ、ソノ間4、5回部落内ヲ巡視シ、直接或ハ間接盜難、火災及ビ風紀等ノ取締ヲナス。巡視中ハ絶ヘズ手堤鳴子板ヲ打チ鳴ラス。

ロンダハ古来ヨリ存シ住民ノ一部ノ如ク考エラレ、何等特別意識スルコトナク旧慣ノ一ツトシテ続行スルモノタルヲ以ツテ規約或イハ会合等ノ事ナシ。ロンダハ一面夜間ノ涼味アル間男子多数參集シ語り明カス一種ノ社交場タルノ觀アリ。話尽クレバサロンニ身ヲ包ミテ睡ヲ得ル気候ナレバ、内地ニ於ケル寒中夜警トハ大イニソノ趣ヲ異ニス。〔上野 [1944] 1995: 234〕下線は筆者

また、ボゴール州スカブミ県と同時期の1943年8～10月まで、中部ジャワのジョグジャカルタ侯地バントール県で実施された調査報告書には、デサにおける労働奉仕の1つとしてロンダが以下のように述べられている。

ロンダ奉仕は夜警である。これは區の全戸主が行ふ。(中略)戸主が女であったり、老人である時は、ほかに代ってもらふ。そのさい、貧乏人でない限り、代理人に日當を出すのである。ロンダ奉仕は、8つの字毎に組を作り、字毎に単位となって、交替で毎夜3人×夜警に立つ。

ロンダ小屋があり、そこに詰めて交代でカンポン内を見廻る。ロンダ制度は古い歴史を持つ制度である。新しい制度として、我々は當デッサにも警防團の組織を持っている。當デッサで日本軍政下に警防團の結成されたのは昭和18年7月1日であった。〔玉井 [1944] 1995: 36〕下線は筆者

25) 上野福男は夜警以外のデサの共同作業として、「灌溉溝の整備、耕農開始、冠婚、葬祭殊に寺院築造及び礼拝等」が部落単位で実施されていると述べている。また、上野は共同作業ではなく「協同労働」ということばを使っている〔上野 [1944] 1995: 235〕。

まず、3つの調査地におけるロンダ制度の紹介をみると、マラン県では「常時行フ共同作業」[寺内 [1944]1995: 49]、スカブミ県では「区ヲ統一ノ単位トスルモ実行単位ハ部落」[上野 [1944]1995: 234]、バントール県では「區の全戸主が行ふ」[玉井 [1944]1995: 36] とあるように、免除者を除外すればデサにおけるほとんどの成人男性が参加する共同作業であったことがわかる。

また、ロンダ制度は共同作業であるという点にくわえて、マラン県では「何時頃ヨリ存在スルヤハ詳カナラザレ」[寺内 [1944]1995: 50]、スカブミ県では「古来ヨリ存シ」[上野 [1944]1995: 234]、バントール県では「古い歴史を持つ制度」[玉井 [1944]1995: 36] とあるように、3つの調査地いずれでも伝統的な実践であることが示されている。この3つの調査地に共通する「伝統的な共同作業」は、マラン県では「常時行フ共同作業中主ナルモノ」[寺内 [1944]1995: 49] とされ、ロンダ制度の共同作業に占める重要性が指摘されている。<sup>26)</sup> さらに、ロンダ制度が無報酬で実施されていたことから、上述の「伝統的な共同作業」は「純然たるゴットン・ロヨン」[同所] と位置づけられている。

以上、みてきたように、マラン、ボゴール、ジョグジャカルタと、同じジャワでも文化的・社会的背景が異なると思われる東部、西部、中部ジャワのいずれの調査地でもジャワ社会の「伝統」の実践のひとつとして、ロンダ制度という夜警が実施されていたことが確認できる。

ここで、注目されるのは、マラン県では「共同的自己防衛手段」とみるロンダ制度と、日本軍政が設立した警防団や青年団との強い連動可能性が指摘されていることである。とくに、すでに警防団とは連絡をとり防空演習の際に合同で活動していた経緯がみられる[同上書: 50]。また、バントール県でも「古い歴史を持つ制度」とみるロンダ制度と対置するかたちで、「新しい制度」である警防団が紹介されている[玉井 [1944]1995: 36]。それでは、次に、ゴトン・ロヨンの一形態と位置づけられる既存のロンダ制度が、日本軍政当局によって新しく設立された警防団の一任務として精妙に再編されたことを確認してみよう。

## 2. 警防団の一任務としてのロンダ制度

まず、農村実態調査で報告された伝統的な共同作業の実践、またはゴトン・ロヨンの一形態と位置づけられるロンダ制度を、軍政当局はどのようにみていたのかを示すことにしたい。以下は『ジャワ年鑑』に記載されているゴトン・ロヨンとロンダ制度に関する記述である。<sup>27)</sup>

区には行政的側面の外に所謂ゴットン・ロヨンと称する隣保精神に基づく各種相互扶助も行われてゐる。またロンダ・カンポンと称し、カンポン（字）を単位とする自治警察が

26) ロンダがデサ住民の履行すべき義務のなかでもっとも重要な位置を占めていたことは、松浦靖もチカンペック県のデサにおけるフィールド調査の知見から指摘している[松浦 1944: 164]。

27) 『ジャワ年鑑』は1944年にジャワ軍政監部の全面的な後援の下に発行された[小座野 1997: 16]。

広く行われており、これが行政的組織化について目下軍政監部で研究中である。かくの如くデサは原始共同体的自治団体として原住民生活の上に密接不可分な存在で今後ジャワ軍政浸透上この組織の有効適切な活用が最も急務とされてゐる。[ジャワ新聞社 [1944]1973: 58]

上記の『ジャワ年鑑』の記述からわかるように、軍政当局はここにいたって、ゴトン・ロヨンを「隣保精神にもとづく各種相互扶助」と明確に定義している。<sup>28)</sup> そして、軍政当局はゴトン・ロヨンの一形態としてのロンダ制度に注目し、上述のようにこれを「行政的組織化」、すなわち、制度化する意図をもっていた。また、既述のように、軍政当局はジャワの住民たちが日常生活のなかで密接な関係をもつデサという共同体に着目し、軍政の浸透のためにその自治性と共同性を有効に活用する方法を模索していた。そして、このゴトン・ロヨンの「行政的組織化」は、デサにおける既存のロンダ制度を警防団の一任務として再編することでこころみられたのである。

警防団は、民衆の軍政協力と敵側への通牒阻止などを目的として、オランダ統治時代の行政警察の末端機構としての村落警察や、村落における自警団を廃止して日本式の補助警察組織として1943年4月29日にジャワ全島で結成されたものである [西嶋・岸 1959: 184]<sup>29)</sup>。この警防団の組織化は青年団とともに村落レベルにまで達した [Anderson 1972: 27]。そして、警防団の任務のひとつとして規定されたものが夜警であった [ジャワ新聞社 [1944]1973: 131]。

警防団の組織形態や職務を規定した「警防団の設立・実施特別規約」(Anggaran Choesoes oentoek Menjoesoen dan Mendjalankan Keibodan) 第3条「任務」には、警防団に課される任務が7項目にわたって列記されている。そして、この「任務」の第7項のところに「こんにちロンダ・カンポンとして実施されている夜警は、警防団の任務として再編する。その任務の方法は従前どおりの方法にしたがって実施される。警防団はその任務を指導・監督する」[Kan Po No. 18: 21]との説明がある。<sup>30)</sup> この規定の条文から、警防団の任務のひとつである夜警が、「従前どおりの方法」つまり、デサにおける既存のロンダ制度を踏襲するかたちで再編されたことがみてとれる。このロンダ制度の再編には、既述の農村実態調査から明らかなように、日本軍政当局のゴトン・ロヨンという「伝統の制度化」の意図が伏在していた。

28) 軍政当局がゴトン・ロヨンに相互扶助という定義を与えたことは、旧慣制度調査委員会の議事録にみられる「相互扶助」がゴトン・ロヨンの対訳である可能性がきわめて高いことを改めて示すものである。

29) 警防団は区長を団長として区単位で結成された [倉沢 1992: 319]。

30) また、警防団設立の趣旨が記載されている「警防団設立要綱」(Anggaran Dasar oentoek Menjoesoen Keibodan) 第5条「職務」のg項にも、警防団の職務の1つとして「こんにちロンダ・カンポンとして実施されている夜警の職務に関するもの」[Kan Po No. 18: 18]との説明がある。

警防団は所属する市や村（ソン）の域内に警察署がある場合は、警察署長が指導・監督した [ibid.: 18]。この結果、日本人である警察署長が、直接デサの内部に介入することになった [西嶋・岸 1959: 186]。このことは、日本軍政の維持にきわめて重要な機能をはたした警察が、ロンダ制度を踏襲した夜警の指導・監督の権限を付与されたことによって、ジャワのデサ社会に直接的に介入していたことを傍証している。そして、ロンダ制度を踏襲した夜警は、のちの隣組制度の導入によって隣組夜警として継承され、住民の自発性にもとづく実践として引き続き日本軍政に鼓吹されていくのである [ジャワ・バル 1944. 8. 15]。

警防団の設立や隣組制度の導入時にジャワ軍政監部総務部長の要職にあり、後にジャワ軍政監を務めた山本茂一郎は警防団について次のように回想している。<sup>31)</sup>

インドネシアには古来の風習として、区には自警のため住民が協力して当たる組織がある。警防団はこの古来の慣習を基盤としたものであったから住民の理解も良く、戦時であるため、敵国の残置諜者、潜水艦等による投入諜者の活動防止、取締るために有効なる活動を行ったのであった。[山本 1979: 46]

山本のいう「自警のため住民が協力してあたる組織」とは、ベスチュールポリシー（行政警察）、デサポリシー（民衆警察）、そしてロンダ・カンポンから構成されるジャワにおける警察補助機関のことであり、このうち、ロンダ・カンポン、すなわちロンダ制度だけは「部落相互の協同事業」という性格があった [ジャワ新聞社 [1944] 1973: 132]。

山本によれば、これらの警察補助機関での自警は住民の協力によって行われていたものであり、警防団はこの「古来の慣習」を基盤としていた。つまり、警防団の設立にあたり、軍政当局はゴトン・ロヨンの一形態であるロンダ制度を警防団の一任務として再編するかたちで制度化したのである。

軍政当局は、旧慣制度調査委員会におけるインドネシア人委員たちの発言などから、ゴトン・ロヨンという「伝統」がデサの共同体における原初的な自治のすがたとして表象されうるものであることを認識していたと考えられる。そして、軍政当局は、デサの共同体の住民たちによるゴトン・ロヨンの一形態としての夜警という「伝統」の実践が、同時に軍政の活用につながっていくという機制を模索していたと推論できる。軍政当局によるロンダ制度の警防団の

31) 山本茂一郎は1943年3月から1944年11月までジャワ軍政監部総務部長を務めたあと、引き続き1945年8月までジャワ軍政監の地位にあった。『新ジャワ』第2巻第1号（1945年1月号）の「軍政展望」には、前任の軍政監である国分新七郎の更迭と、山本の総務部長からの軍政監昇格の記事が掲載されている。そして、同記事では山本を「軍政家としては既に定評があり、南方占領下第一の称あるジャワ軍政を推進整備した事実上の第一人者」と紹介している。また、山本も回想録のなかで「軍政が本格的に開始された時期から軍政終了までの間に関与した上級者の一人であり、且終戦処理の当面の担当者」[山本 1979: 3]と自認している。

一任務への再編は、この機制のひとつのかたちとみることができよう。

## V 小 括

ジャワの日本軍政は、独立運動の要求に対する暫定的な妥協策として、旧慣制度調査委員会という軍政監の諮問機関を設立した。この旧慣制度調査委員会のなかで、軍政当局はインドネシア人委員である当時の高名な民族指導者や学識者から、直接、「相互扶助」を表象するゴトン・ロヨンというジャワの社会慣習の存在を教示された。そして、同時に、ゴトン・ロヨンがジャワの「伝統」であることを認識した。このジャワの「伝統」は、農村社会では失業の救済のように、窮状にある個人を社会的に支援する安全網の機能をはたしていた。そして、ゴトン・ロヨンは、次第に総力戦の様相を呈していくジャワの戦況下にあって、軍政当局の志向する社会体制と適合的な「伝統」として位置づけられることになった。

おりしも、軍政当局は民心把握をかけて軍政を実施する方針をとっていたが、ジャワの社会状況や民情には通じていなかった。したがって、共同体の成員どうしがみずから「助け・助けられ」を実践するゴトン・ロヨンという「伝統」は、戦時下で民衆の糾合をはかるためにはこのうえない「発見」となった。こうして、日本占領期におけるゴトン・ロヨンという「伝統」は萌芽した。

ゴトン・ロヨンという「伝統」を教示された日本軍政は、すでにジャワのデサの自治性と共同性に着目し、これを軍政の施策に積極的に活かす方途を模索していた。自治性と共同性が担保されたデサは、ゴトン・ロヨンという「伝統」を実践する場としてきわめて適合的であった。

そして、デサ社会にみられるゴトン・ロヨンという「伝統」の一形態であったロンダ制度は、日本軍政当局によって警防団の一任務として組み込まれるかたちで精妙に制度化されることになった。この日本軍政当局による「伝統の制度化」への意図は、デサの自治性と共同性を具現化した住民たちによる伝統的な夜警の実践が、そのまま軍政の活用にもつながっていく精妙な機制の模索に動機づけられたものと考えられる。この日本軍政当局による「伝統の制度化」への意図は、警防団の結成後に軍政当局がジャワの3地域で実施した農村実態調査の報告からもうかがえた。ここに「伝統の制度化」の端緒をみることができよう。

日本軍政は、インドネシアの民族指導者や知識人たちの独立運動の要求に対する妥協策として設置された旧慣制度調査委員会で、意図せざる結果として、ゴトン・ロヨンという「伝統」との邂逅をはたした。そして、この「伝統」との邂逅は、民心把握の模索を背景とする日本軍政によるデサの自治性と共同性への着目を媒介とすることで、「伝統の制度化」の端緒へと至ったのである。

謝　　辞

本稿に対して懇切なご教示とご指摘をいただいた2名の匿名の査読者に、深く感謝いたします。

参考文献

- Anderson, Benedict R. O'G. 1961. *Some Aspects of Indonesian Politics under the Japanese Occupation: 1944–1945*. Ithaca: Cornell University.
- . 1972. *Java in a Time of Revolution: Occupation and Resistance, 1944–1946*. Ithaca and London: Cornell University Press.
- Anwar, Rosihan. 1944. Pamankoe. 『ジャワ・バル』1944年6月15日：28–31.
- Bowen, John. 1986. On the Political Construction of Tradition: Gotong Royong in Indonesia. *The Journal of Asian Studies* 45(3): 545–561.
- Cribb, Robert; and Kahin, Audrey. 2004. Rukun Tetangga. In *Historical Dictionary of Indonesia*, edited by Robert Cribb and Audrey Kahin. Second Edition. Lanham: The Scarecrow Press.
- Dahm, Bernhard. 1969. *Sukarno and the Struggle for Indonesian Independence*. Ithaca and London: Cornell University Press.
- 外務省南洋局. 1941. 『東印度土民村落共同體「デサ」に就テ』.
- Geertz, Clifford. 1956. Religious Belief and Economic Behavior in a Central Javanese Town: Some Preliminary Considerations. *Economic Development and Cultural Change* 4: 134–158.
- . 1963. *Agricultural Involution: The Process of Ecological Change in Indonesia*. Berkeley, Los Angeles, and London: University of California Press.
- 後藤乾一. 2001. 「日本軍政とスカルノ」『スカルノ——インドネシア「建国の父」と日本』後藤乾一；山崎功（著），80–109ページ所収. 東京：吉川弘文館.
- 榎沢英雄. 2004. 「『ゴトン・ロヨン』概念の誕生と変容——植民地末期からスカルノ期まで」『アジア経済』45(2): 2–29.
- 羽生操. 1944. 『南方の民族』東京：興封館.
- Hatta, Mohammad. 1982. *Memoir Mohammad Hatta*. Jakarta: Tintamas. (ハッタ, H. 1993. 『ハッタ回想録』大谷正彦（訳）. 東京：めこん)
- Hobsbawm, Eric. 1983. Introduction: Inventing Traditions. In *The Invention of Tradition*, edited by Eric Hobsbawm and Terrence Ranger, pp. 1–14. Cambridge: Cambridge University Press.
- Hobsbawm, Eric; and Ranger, Terrence. 1983. *The Invention of Tradition*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 井上謙二. 1945. 「新生活運動とデサ——その経済的立場からの理解」『新ジャワ』2(5): 35–40.
- ジャワ新聞社. 1944. 『ジャワ年鑑（昭和19年）紀元二千六百四年』；復刻，東京：ビブリオ，1973.
- Kahin, George McTurnan. 1952. *Nationalism and Revolution in Indonesia*. Ithaca: Cornell University Press.
- Kanahele, George S. 1967. The Japanese Occupation of Indonesia: Prelude to Independence. Ph. D. dissertation, Cornell University. (カナヘレ, G. S. 1977. 『日本軍政とインドネシア独立』後藤乾一；近藤正臣；白石愛子（訳）. 東京：鳳出版)
- 加納啓良. 1990. 「共同体の思想——ジャワ村落論の系譜」『講座東南アジア学 3 東南アジアの社会』土屋健治（編），17–53ページ所収. 東京：弘文堂.
- 岸 幸一. 1969. 「インドネシアの都市と村落についての覚書」『インドネシアの社会構造』岸幸一；馬淵東一（編），129–192ページ所収. 東京：アジア経済研究所.
- 小林和夫. 2004a. 「ゴトン・ロヨンが制度化されるとき——ジャカルタにおけるRT/RKの整備過程（1954～55年）」『東南アジア——歴史と文化』33号：26–58.
- . 2004b. 「インドネシアにおける『伝統』の実践とポリティクス——新秩序体制下のゴトン・ロヨン（相互扶助）と都市住民組織RT/RWの夜警をめぐって」『社会学評論』55(2): 98–114.
- Koentjaraningrat. 1961. *Some Social-Anthropological Observations on Gotong Royong Practices in Two Villages of Central Java*. Monograph Series, Modern Indonesia Project. Ithaca: Cornell University.

- sity.
- 小座野八光. 1997. 「日本占領下ジャワの村落行政」『東南アジア史のなかの日本占領』倉沢愛子(編), 3-30 ページ所収. 東京:早稲田大学出版部.
- 倉沢愛子. 1992. 『日本占領下のジャワ農村の変容』東京:草思社.
- . 1995. 「解題 ジャワ軍政監部総務部資料調査室編『農村実態調査』」「南方軍政関係史料 17 農村実態調査(ボゴール州・ジョグジャ州・マラン州)」[復刻版] 倉沢愛子(編・解題)所収. 東京:龍溪書舎.
- 町田敬二. 1967. 『戦う文化部隊』東京:原書房.
- 松浦 靖. 1944. 『ジャワ社會の研究』東京:圖書究研社.
- 宮元静雄. 1973. 『ジャワ終戦処理記』東京:ジャワ終戦処理記刊行会.
- 宮武正道. 1942a. 『コンサイス馬来語新辞典』東京:愛國新聞社.
- . 1942b. 『インドネシア人の文化』大阪:大同書院.
- 三好俊吉郎. 1966. 「ジャワ占領軍政回顧録——連載第8回」『国際問題』70号: 68-71.
- 西嶋重忠;岸 幸一. 1959. 『インドネシアにおける日本軍政の研究』早稲田大学大隈記念社会科学研究所. 東京:紀伊國屋書店.
- 岡崎清三郎. 1977. 『天国から地獄へ——大東亜戦争秘録・南方進攻作戦の栄光と戦犯死刑囚の屈辱』東京:共栄書房.
- Pane, Sanoesi. 1943. Mengembalikan Keboedajaan Timoer. 『ジャワ・バル』1943年6月15日: 9.
- 佐藤榮三郎. 1944. 『インドネシア最新馬来語辞典』弘文社.
- Sato, Shigeru. 1994. *War, Nationalism and Peasants: Java under the Japanese Occupation 1942-1945.* New York: M. E. Sharpe.
- Sutter, John O. 1959. *Indonesianisasi: Politics in a Changing Economy, 1940-1955*, Vol.1: *The Indonesian Economy at the Close of the Dutch Period and under the Japanese*. New York: Southeast Asia Program, Department of Far Eastern Studies, Cornell University.
- 高岡信次. 1945. 「デツサの財政」『新ジャワ』2(2): 70-79.
- 玉井虎男. 1944. 「農村実態調査報告(ジョグジャカルタ侯地バントール県ゴデアン郡マユダン村ツームツ区)」ジャワ軍政監部総務部資料調査室編;復刻,『南方軍政関係史料 17 農村実態調査(ボゴール州・ジョグジャ州・マラン州)』倉沢愛子(編・解題)所収. 東京:龍溪書舎, 1995.
- 寺内清彦. 1944. 「農村実態調査報告(マラン州マラン県, シンゴサリー郡カラムプロソー村タシマドウ区)」ジャワ軍政監部総務部資料調査室編;復刻,『南方軍政関係史料 17 農村実態調査(ボゴール州・ジョグジャ州・マラン州)』倉沢愛子(編・解題)所収. 東京:龍溪書舎, 1995.
- 統治學盟(編). 1943. 『標準馬來語大辞典』東京:博文館.
- 戸田金一. 1983. 「インドネシア独立準備期における国民教育の構想」『現代アジア教育史研究』多賀秋五郎(編著), 461-524 ページ所収. 東京:多賀出版.
- (復刻). 1995a. 『日本軍政下インドネシア(旧慣制度調査委員会議事録) 第1分冊』.
- (復刻). 1995b. 『日本軍政下インドネシア(旧慣制度調査委員会議事録) 第2分冊』.
- 東條英機. 1941. 「序」『最新馬来語要諦』上原訓蔵(編), 1-2ページ所収. 東京:誠美書閣.
- 鳥養太一郎. 1944. 「デツサ研究——その発生史的考察」『新ジャワ』1(1): 58-67.
- 柘植秀臣. 1979. 『東亜研究所と私——戦中知識人の証言』東京:勁草書房.
- 上野福男. 1944. 「農村実態調査報告(ボゴール州スカブミ県, スカブミ郡チサート村チマヒ区)」ジャワ軍政監部総務部資料調査室編;復刻,『南方軍政関係史料 17 農村実態調査(ボゴール州・ジョグジャ州・マラン州)』倉沢愛子(編・解題)所収. 東京:龍溪書舎, 1995.
- Weatherbee, Donald E. 1966. *Ideology in Indonesia: Sukarno's Indonesian Revolution*. Monograph Series No. 8. New Haven: Southeast Asia Studies, Yale University.
- Wilkinson, R. J. 1943. *A Malay-English Dictionary (Romanised)*. Tokyo: Daitoa Syuppan Kabushiki Kaisya.
- 山本茂一郎. 1979. 『私のインドネシア——第十六軍時代の回想』東京:日本インドネシア協会.
- 吉住留五郎. 1945. 「インドネシアを語る——市来龍夫氏・吉住留五郎氏対談会」『新ジャワ』(2)1: 8-21.

定期刊行物

新聞

『ジャワ新聞』1942–45.

雑誌

『ジャワ・バル』1943–45；復刻，倉沢愛子（編・解題）。東京：龍溪書舎，1992。

『新ジャワ』1944–45；復刻，倉沢愛子（編・解題）。東京：龍溪書舎，1990。

法令集

『治官報』(*Kan Po*)。1942–45；復刻，倉沢愛子（編・解題）。東京：龍溪書舎，1989。